

災害薬事コーディネーター及び災害時の医薬品等の確保・供給体制 にかかる取組について

医療保健部薬務感染症対策課

1 三重県災害薬事コーディネーターの現状について

本県では、「地震、津波及び事故等の災害によって大規模な人的被害が発生した場合において、必要とされる医薬品・衛生材料等が迅速かつ円滑に供給されるよう、薬事に関する助言等を得ること」を目的とし、平成31年4月から三重県災害薬事コーディネーター（以下、「薬事コーディネーター」という。）を設置しています。現在、薬事コーディネーターについては、以下のとおり薬局及び病院等に勤務する薬剤師69名を委嘱しています。

地域	桑名		四日市		鈴鹿			津		松阪		伊勢(志摩)				伊賀		尾鷲		熊野		合計
	薬局	病院	薬局	病院	薬局	大学	病院	薬局	病院	薬局	病院	伊勢 薬局	伊勢 病院	志摩 薬局	志摩 病院	薬局	病院	薬局	病院	薬局	病院	
地域 (災害薬事Co)	3	2	5	4	5	2	3	6	3	6	4	5	3	3	0	3	3	3	0	3	0	69
本部 (災害薬事Co)					1			1		1												

2 薬事コーディネーターの体制強化について

令和2年度については、災害時における薬剤師の活用を目的とした国の「令和2年度災害時における薬剤師の対応体制整備事業」を活用し、薬事コーディネーターの体制強化及び医薬品等の確保・供給体制の整備を目的に、薬事コーディネーター（本部、各地域の代表）、医薬品等関係団体等が以下の内容について協議を行う「災害薬事コーディネーターの体制強化にかかる検討会」を実施します。

[内容]

- ①薬事コーディネーター活動要領の策定
- ②薬事コーディネーターへの調査結果に基づく各地域の課題に対する検討
- ③「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」の改定にかかる検討

また、上記の検討結果を踏まえ、薬事コーディネーターに対する継続研修を実施します。

引き続き、薬事コーディネーターについては、地域毎の連携体制の構築や継続的な研修の実施等により体制の整備に努めます。